

## 高齢者福祉電話貸与契約書

高齢者緊急通報システム事業に係る高齢者福祉電話の貸与について、千葉市を甲とし、  
を乙として次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲はその所有する電話の加入権を乙に無償で貸与し、乙はこれを借り受けるものとする。

(貸与期間)

第2条 貸与期間は、 年 月 日から第5条の契約解除の日までとする。

(費用負担)

第3条 高齢者福祉電話の電話加入権、設置に要する費用については甲が負担し、それ以外のものについては乙が負担するものとする。

(変更)

第4条 乙の転居に伴う住所変更については、高齢者緊急通報システム利用変更届の提出により高齢者福祉電話についても変更の届出があったものとみなす。

(解除)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者福祉電話貸与契約解除届を市長に提出しなければならない。

(1) 高齢者福祉電話の貸与要件に該当しなくなったとき。

(2) 高齢者福祉電話の貸与を必要としなくなったとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸与契約を解除することができる。

(1) 乙が死亡したとき。

(2) 乙が負担すべき額を滞納したとき。

(3) 乙が前項に該当し、解除届を提出しないとき。

(4) その他、乙が貸与の要件を欠くにいたったとき。

(譲渡等の禁止)

第6条 乙は、貸与を受けた電話を自身の日常生活以外に使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(返還等)

第7条 乙は、第5条の規定により契約解除したときは、高齢者福祉電話を速やかに甲に返還しなければならない。

2 乙は、第6条の規定に反して譲渡等し、又は虚偽その他不正な手段により貸与を受けたときは、直ちに高齢者福祉電話を甲に返還するとともに、甲の貸与に要した金額を返還しなければならない。

3 乙は、第3条の規定により乙が負担する費用について、所有者である甲が乙に代わって負担したときは、甲の負担した金額を返還しなければならない。

(調査)

第8条 高齢者福祉電話の利用に係る審査のため、甲が審査に必要な範囲で市民税の課税状況、生活保護受給状況及び世帯状況について調査するものとする。

(その他)

第9条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約を締結するため、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長

乙 千葉市 区

印